

社援発 0606 第 5 号  
令和 6 年 6 月 6 日

都 道 府 県 知 事  
各 市 長 殿  
特 別 区 長  
福祉事務所を設置する町村の長

厚生労働省社会・援護局長  
( 公 印 省 略 )

「生活保護法による医療扶助運営要領について」の一部改正について（通知）

生活保護の医療扶助については、「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和 36 年 9 月 30 日社発第 727 号厚生省社会局長通知）により取り扱われているところであるが、今般、本通知を別添新旧対照表のとおり改正し、令和 6 年 6 月 1 日以降（別紙第 4 号の 2 の改正（1 の（1）の注及び（2）並びに 2 に係る部分に限る。）、別紙第 4 号の 3 の改正（備考の 4 及び 9 に係る部分に限る。）及び別紙第 4 号の 4 の改正（1 の（2）の注 2 及び（3）並びに 2 に係る部分に限る。）にあっては、令和 6 年 10 月 1 日以降）の施術分から適用することとしたので、了知の上、その取扱いに遺漏のなきを期されたい。

○「生活保護法による医療扶助運営要領について」(昭和36年9月30日厚生省社会局長通知 社発第727号)

※令和6年6月1日施術分より適用。ただし、点線囲い部分は令和6年10月1日施術分より適用

| 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 改正前                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第1・2 (略)</p> <p>第3 医療扶助実施方式</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 施術の給付</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 施術給付方針及び施術料</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 費用</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>(エ) (ア) から (ウ) までの費用の算定に当たっては、別紙第4号の2から別紙第4号の4までの基準によるほか、はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費及び柔道整復師の施術に係る療養費の支給の例を参考にすること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>8～13 (略)</p> <p>第4～8 (略)</p> <p>様式第1号～第37号 (略)</p> <p>別紙第1号～第4号の1 (略)</p> <p>別紙第4号の2</p> <p>あん摩・マッサージの施術料金の算定方法</p> <p>あん摩・マッサージ師の施術に係る費用の額は、次に定める額により算定するものとする。</p> <p>1 施術</p> <p>(1) マッサージを行った場合</p> <p>1 局所 1 回につき 450 円</p> <p>2 局所 1 回につき 900 円</p> <p>3 局所 1 回につき 1,350 円</p> <p>4 局所 1 回につき 1,800 円</p> <p>5 局所 1 回につき 2,250 円</p> | <p>第1・2</p> <p>第3 医療扶助実施方式</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 施術の給付</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 施術給付方針及び施術料</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 費用</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(4) (略)</p> <p>8～13 (略)</p> <p>第4～8 (略)</p> <p>様式第1号～第37号 (略)</p> <p>別紙第1号～第4号の1 (略)</p> <p>別紙第4号の2</p> <p>あん摩・マッサージの施術料金の算定方法</p> <p>あん摩・マッサージ師の施術に係る費用の額は、次に定める額により算定するものとする。</p> <p>1 施術</p> <p>(1) マッサージを行った場合</p> <p>1 局所につき 350 円</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> |

注 特別地域の患家で施術を行った場合は、特別地域加算として1回につき250円を加算する。なお、片道16キロメートルを超える場合の特別地域加算は、往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。

(2) 訪問施術料

① 訪問施術料1

|             |         |
|-------------|---------|
| 1 局所 1 回につき | 2,750 円 |
| 2 局所 1 回につき | 3,200 円 |
| 3 局所 1 回につき | 3,650 円 |
| 4 局所 1 回につき | 4,100 円 |
| 5 局所 1 回につき | 4,550 円 |

② 訪問施術料2

|             |         |
|-------------|---------|
| 1 局所 1 回につき | 1,600 円 |
| 2 局所 1 回につき | 2,050 円 |
| 3 局所 1 回につき | 2,500 円 |
| 4 局所 1 回につき | 2,950 円 |
| 5 局所 1 回につき | 3,400 円 |

③ 訪問施術料3

(3人～9人の場合)

|             |         |
|-------------|---------|
| 1 局所 1 回につき | 910 円   |
| 2 局所 1 回につき | 1,360 円 |
| 3 局所 1 回につき | 1,810 円 |
| 4 局所 1 回につき | 2,260 円 |
| 5 局所 1 回につき | 2,710 円 |

(10人以上の場合)

|             |         |
|-------------|---------|
| 1 局所 1 回につき | 600 円   |
| 2 局所 1 回につき | 1,050 円 |
| 3 局所 1 回につき | 1,500 円 |
| 4 局所 1 回につき | 1,950 円 |
| 5 局所 1 回につき | 2,400 円 |

注1 特別地域の患家で施術を行った場合は、特別地域加算として1回につき250円を加算する。

注2 片道16キロメートルを超える場合の訪問施術料及び特別地域加算は、訪問施術を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められない

(新設)

(新設)

こと。

(3) 温電法を(1)又は(2)と併施した場合 1回につき 180 円加算

(4) 変形徒手矯正術を(1)又は(2)と併施した場合 1肢1回につき 470 円加算

注(1) マッサージの「1局所につき」とは、上肢の左右、下肢の左右及び頭より尾頭までの軀幹をそれぞれ1局所として、全身を5局所とするものである。

(2) 温電法と併せて、施術効果を促進するため、あん摩・マッサージの業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気光線器具を使用した場合にあっては、300 円とするものである。

(3) 変形徒手矯正術に係る医師の同意書の有効期間は1月以内とし、医療上1月を超える場合は、改めて同意書の添付を必要とするものである。

(4) 変形徒手矯正術と温電法との併施は認められない。

## 2 往療

患者1人1回につき 2,300 円

(削る)

(1) 2戸以上の患家に対して引き続いて往療した場合の往療順位第2位以下の患家に対する往療距離の計算は、当該施術所の所在地を起点とせず、それぞれ先順位の患者の所在地を起点とする。

(2) 片道16キロメートルを超える場合の往療料は往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。

(3) 往療料は、歩行困難等、真に安静を必要とするやむを得ない理由等が突発的に発生したことにより通所して治療を受けることが困難な場合に、患家の求めに応じて患家に赴き施術を行った場合に支給できること。

(4) 往療料は、治療上真に必要があると認められる場合に支給できること。治療上真に必要があると認められない場合又は単に患家の求めに応じた場合については、往療料は支給できないこと。

(5) 往療料は、その突発的に発生した往療を行った日の翌日から起算して14日以内については、往療料は支給できないこと。

(6) 定期的ないし計画的な訪問施術を行っている期間において突発的に発生した往療については、訪問施術料は支給せず、施術料及び往診料を支給する。ただし、当該患者が当該往療の後も引き続き、通所して治療を受けることが困難な状況で、患家の求めに応じて患家に赴き定期的ないし計画的に行う施術については、訪問施術料の支給対象とする。

(2) 温電法を(1)と併施した場合 1回につき 125 円加算

(3) 変形徒手矯正術を(1)と併施した場合 1肢につき 450 円加算

注(1) マッサージの「1局所につき」とは、上肢の左右、下肢の左右及び頭より尾頭までの軀幹をそれぞれ1局所として、全身を5局所とするものである。

(2) 温電法と併せて、施術効果を促進するため、あん摩・マッサージの業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気光線器具を使用した場合にあっては、160 円とするものである。

(3) 変形徒手矯正術に係る医師の同意書の有効期間は1月以内とし、医療上1月を超える場合は、改めて同意書の添付を必要とするものである。

(4) 変形徒手矯正術と温電法との併施は認められない。

## 2 往療

患者1人1回につき 2,300 円

(1) 往療距離が片道4キロメートルを超えた場合は、2,550 円とする。

(2) 2戸以上の患家に対して引き続いて往療した場合の往療順位第2位以下の患家に対する往療距離の計算は、当該施術所の所在地を起点とせず、それぞれ先順位の患者の所在地を起点とする。

(3) 片道16キロメートルを超える場合の往療料は往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。

(4) 往療料は、歩行困難等、真に安静を必要とするやむを得ない理由等により通所して治療を受けることが困難な場合に、患家の求めに応じて患家に赴き施術を行った場合に支給できること。

(5) 往療料は、治療上真に必要があると認められる場合（定期的・計画的に行う場合を含む。）に支給できること。治療上真に必要があると認められない場合、単に患家の求めに応じた場合又は患家の求めによらず定期的・計画的に行う場合については、往療料は支給できないこと。

(新設)

(新設)

別紙第4号の3

柔道整復師の施術料金の算定方法

柔道整復師の施術に係る費用の額は、次に定める額により算定するものとする。

1 初検、往療及び再検

|   |   |   |         |
|---|---|---|---------|
| 初 | 検 | 料 | 1,550 円 |
| 初 | 検 | 時 | 100 円   |
| 往 | 療 | 料 | 2,300 円 |
| 再 | 検 | 料 | 410 円   |

注 (略)

2～5 (略)

備考

1 後療において硬直緩解等のため、温電法を併施した場合には、1回につき75円を、また施術効果を促進するため、柔道整復の業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気光線器具を使用した場合には電療料として、1回につき33円を加算する。但し、いずれの場合であっても、骨折又は不完全骨折の場合にあってはその受傷の日から起算して7日間、脱臼、打撲、不完全脱臼又は捻挫の場合にあってはその受傷の日から起算して5日間については、当該加算を行わないものとする。

2・3 (略)

4 初検日を含む月（ただし、初検の日が月の16日以降の場合にあっては、当該月の翌月）から起算して5か月を超える月における施術（骨折又は不完全骨折に係るものを除く。）については、後療料、温電法料、冷電法料及び電療料について所定料金（備考3により算定されたものを含む。）の100分の75に相当する額により算定する

ただし、初検月を含む月（ただし、初検の日が月の16日以降の場合にあっては、当該月の翌月）以降の連続する5か月以上の期間において1月につき10回以上の施術（骨折又は不完全骨折に係るものを除く。）を行っていた場合は、当該連続する5か月の翌月以降に行う施術（骨折又は不完全骨折に係るものを除く。）については、後療料、温電法料、冷電法料及び電療料について、所定金額（備考3により算定されたものを含む。）の100分の50に相当する額により算定する。この場合において、所定料金の100分の50に相当する額と、所定料金の100分の75に相当する額との差額の範囲内に限り、所定料金の100分の50に相当する額により算定した額を超える金額の支払いを受けることができる。

別紙第4号の3

柔道整復師の施術料金の算定方法

柔道整復師の施術に係る費用の額は、次に定める額により算定するものとする。

1 初検、往療及び再検

|   |   |   |         |
|---|---|---|---------|
| 初 | 検 | 料 | 1,520 円 |
| 初 | 検 | 時 | 100 円   |
| 往 | 療 | 料 | 2,300 円 |
| 再 | 検 | 料 | 410 円   |

注 (略)

2～5 (略)

備考

1 後療において硬直緩解等のため、温電法を併施した場合には、1回につき75円を、また施術効果を促進するため、柔道整復の業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気光線器具を使用した場合には電療料として、1回につき30円を加算する。但し、いずれの場合であっても、骨折又は不完全骨折の場合にあってはその受傷の日から起算して7日間、脱臼、打撲、不完全脱臼又は捻挫の場合にあってはその受傷の日から起算して5日間については、当該加算を行わないものとする。

2・3 (略)

4 初検日を含む月（ただし、初検の日が月の16日以降の場合にあっては、当該月の翌月）から起算して5か月を超える月における施術（骨折又は不完全骨折に係るものを除く。）については、後療料、温電法料、冷電法料及び電療料について所定料金（備考3により算定されたものを含む。）の100分の80に相当する額により算定する。

5～8 (略)

9 患者から本人支払額の支払を受けるときは明細書を有償で交付する施術所である旨をあらかじめ地方厚生（支）局長に届け出た施術所以外において、明細書が無償で交付する旨を施術所に掲示し、明細書が無償で患者に交付した場合は、令和6年10月1日以降の施術分から、明細書発行体制加算として、月1回に限り10円を算定する。

別紙第4号の4

はり・きゅうの施術料金の算定方法

1 施術

(1) 初検料

- ① 1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合  
1950円
- ② 2術（はり・きゅう併用）の場合  
2230円

(2) 施術料

- ① 1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合  
1回につき 1610円
- ② 2術（はり・きゅう併用）の場合  
1回につき 1770円

注1 はり又はきゅうと併せて、施術効果を促進するため、それぞれ、はり又はきゅうの業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気針、電気温灸器又は電気光線器具を使用した場合は、電療料として1回につき100円を加算する。

注2 特別地域の患家で施術を行った場合は、特別地域加算として1回につき250円を加算する。なお、片道16キロメートルを超える場合の特別地域加算は、往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。

(3) 訪問施術料

訪問施術料1

- ① 1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合  
1回につき 3910円
- ② 2術（はり、きゅう併用）の場合  
1回につき 4070円

5～8 (略)

9 患者から本人支払額の支払を受けるときは明細書が無償で交付する施術所である旨をあらかじめ地方厚生（支）局長に届け出た施術所において、明細書が無償で交付する旨を施術所に掲示し、明細書が無償で患者に交付した場合は、令和4年10月1日以降の施術分から、明細書発行体制加算として、月1回に限り13円を算定する。

別紙第4号の4

はり・きゅうの施術料金の算定方法

1 施術

(1) 初検料

- ① 1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合  
1780円
- ② 2術（はり・きゅう併用）の場合  
1860円

(2) 施術料

- ① 1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合  
1回につき 1550円
- ② 2術（はり・きゅう併用）の場合  
1回につき 1610円

注 はり又はきゅうと併せて、施術効果を促進するため、それぞれ、はり又はきゅうの業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気針、電気温灸器又は電気光線器具を使用した場合は、電療料として1回につき34円を加算する。

(新設)

(新設)

訪問施術料 2

① 1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合  
1回につき 2760 円

② 2術（はり、きゅう併用）の場合  
1回につき 2920 円

訪問施術料 3

（3人～9人の場合）

① 1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合  
1回につき 2070 円

② 2術（はり、きゅう併用）の場合  
1回につき 2230 円

（10人以上の場合）

① 1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合  
1回につき 1760 円

② 2術（はり、きゅう併用）の場合  
1回につき 1920 円

注 1 はり又はきゅうと併せて、施術効果を促進するため、それぞれ、はり又はきゅうの業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼす恐れのない電気針、電気温灸器又は電気光線器具を使用した場合は、電療料として1回につき100円を加算する。

注 2 特別地域の患家で施術を行った場合は、特別地域加算として1回につき250円を加算する。

注 3 片道16キロメートルを超える場合の訪問施術料及び特別地域加算は、訪問施術を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。

2 往療

患者1人1回につき2,300円

（削る）

注 ① 2戸以上の患家に対して引き続いて往療した場合の往療順位第2位以下の患家に対する往療距離の計算は、当該施術所の所在地を起点とせず、それぞれ先順位の患家の所在地を起点とする。

② 片道16キロメートルを超える場合の往療料は往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。

2 往療

患者1人1回につき2,300円

注① 往療距離が片道4キロメートルを超えた場合は、2,550円とする。

② 2戸以上の患家に対して引き続いて往療した場合の往療順位第2位以下の患家に対する往療距離の計算は、当該施術所の所在地を起点とせず、それぞれ先順位の患家の所在地を起点とする。

③ 片道16キロメートルを超える場合の往療料は往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。

(3) 往療料は、歩行困難等、真に安静を必要とするやむを得ない理由等が突発的に発生したことにより通所して治療を受けることが困難な場合に、患家の求めに応じて患家に赴き施術を行った場合に支給できること。

(4) 往療料は、治療上真に必要があると認められる場合に支給できること。治療上真に必要があると認められない場合又は単に患家の求めに応じた場合については、往療料は支給できないこと。

(5) 往療料は、その突発的に発生した往療を行った日の翌日から起算して14日以内については、往療料は支給できないこと。

(6) 定期的ないし計画的な訪問施術を行っている期間において突発的に発生した往療については、訪問施術料は支給せず、施術料及び往診料を支給する。ただし、当該患者が当該往療の後も引き続き、通所して治療を受けることが困難な状況で、患家の求めに応じて患家に赴き定期的ないし計画的に行う施術については、訪問施術料の支給対象とする。

3・4 (略)

(4) 往療料は、歩行困難等、真に安静を必要とするやむを得ない理由等により通所して治療を受けることが困難な場合に、患家の求めに応じて患家に赴き施術を行った場合に支給できること。

(5) 往療料は、治療上真に必要があると認められる場合（定期的・計画的に行う場合を含む。）に支給できること。治療上真に必要があると認められない場合、単に患家の求めに応じた場合又は患家の求めによらず定期的・計画的に行う場合については、往療料は支給できないこと。

(新設)

(新設)

3・4 (略)